

3 特定保健指導の実施方法

(1) 保健指導対象者の選定と階層化
健診結果から厚生労働省の定める基準に基づき3つのグループ（「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」）に階層化し必要度に応じた保健指導が行われます。

(2) 概要

【実施時期】 6月から翌年6月

【実施方法】 健康支援課で支援レベル別保健指導計画^{*3}に基づき個別及び集団指導を実施

【自己負担額】 原則無料

*3 『特定健康診査等実施計画』完全版
P37に掲載

III 受診率及び保健指導実施率の向上方策

① 通知の工夫、広報の充実を行います。
② 自治会、小規模作業所、商工会などに対し啓発活動を行います。
③ 受けやすい健診体制として集団健診と個別健診を実施します。
④ 健康増進法関連の各がん健診、肝炎ウイルス検査、骨粗鬆症検診も同時に実施し、市民のトータル的な健康づくりを実施します。
⑤ 未受診者が受診につながるよう、ポピュレーションアプローチを積極的に行っています。

2 保健指導実施率の向上方策

① メタボリックシンドローム該当者、予備群がスマートに保健指導が受けられるように健診会場での予約等の工夫やポピュレーションアプローチとして、健診

結果の見方など健康教育を実施します。

② 広報やあらゆる場をとおして、保健指導の必要性を啓発しています。

③ 対象者が自己の健康を「意識でき」「チェックでき」「行動でき」「よくな保健指導を実施(学習教材集を活用)」します。

④ 保健指導者のスキルアップのための勉強会を実施します。

IV 個人情報の保護対策

特定健診・特定保健指導に関するデータや記録については、個人情報の保護に関する法律やこれに基づくガイドライン、うるま市個人情報保護条例等を遵守し、厳格な運用・管理を行います。

※国民健康保険「特定健康診査等実施計画」の完全版はうるま市ホームページからご覧いただけます。

お問い合わせ先：国民健康保険課

☎973-3202

65歳以上の方は特定健診と併せて介護予防健診を実施します

1 目的

問診（基本チェックリスト）・身体計測などによって、生活機能（日常生活をする上で必要な身体・精神的な働き）が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握します。

4 介護予防健診項目

問診（基本チェックリスト）

（要支援1・2、要介護1～5の方を除く）
（注）介護保険のサービス利用者は対象外となり、通常の特定健診のみとなります。

特定健診のみ

特定健診

特定健診のみ

生活機能検査

- ① 診察（反復唾液嚥下テスト）
- ② 貧血検査（血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値）
- ③ 血液化学検査（血清アルブミン）
- ④ 心機能（心電図）

医師の判定

3 介護予防健診実施方法

【実施時期】

5月～12月末（予定）

※特定健診と同時実施

【実施方法】集団方式のみ

【自己負担額】無料

特定健診の受診券とは別に封書で通知が郵送されます。

お問い合わせ先
介護長寿課

☎973-3208